

# 本当に実務ができる ようになりますか？

---



行政書士実務研修センター

こんにちは！行政書士の中山繁生です。

大阪府のMさんから「ここの講座で勉強すると本当に行政書士の実務ができるようになりますか？」と、ご質問を頂きました。

Mさんは開業書籍を購入し、行政書士業務のね、書式のひな形集も買われたそうなんです、実務ができる気がしないそうなんです。



そこで、「ホントに実務、出来るようになるの？」と疑問に感じてこの質問をいただきました。

では、まずMさんから頂戴したメールをご紹介しますね。

== Mさんから頂いたメール ==

今、開業を視野に貴社の講座を検討中です。

不躰な質問で恐縮ですが、貴社の講座で勉強すると行政書士の実務が本当にできるようになるのでしょうか。

このように申しますのも、開業を考えてから、開業書籍を数冊購入し、さらに書式のひな形集も何点か購入したのですが、いっこうに実務ができる気がしません。

オフィス機器のメンテナンスの仕事をしており、あまり将来性を感じず、以前取得した行政書士で開業を考えて模索しています。

しかし、資格は取得したものの、仕事のやり方、いわゆる実務というものがわからないので、開業に踏み切れずにいます。

そこで、本当に実務ができるようになるのか、貴社の講座だけで開業することができるのか、

その本当のところを教えてもらいたいのですが。

社会経験や職業的な経験や知識によるところも大きいと思いますが、実務ができるようになるのか、実際のところが知りたいのです。

貴社の講座に心が揺れており、身も蓋もない問い合わせになりましたことをお許しく下さい。お返事お待ちしております。

==

い〜い質問ですね。

「本当に実務ができるようになるのか」これは気になるところですね。

実際に同じ内容の質問はよく頂戴しますし、何より、ぼくもですね、実は開業前に実務教材を販売しているところに同じような質問をしたことがあるんです。

実務教材を販売しているところに電話で、「実務できるようになるんでしょうか？」と聞いたんですね。

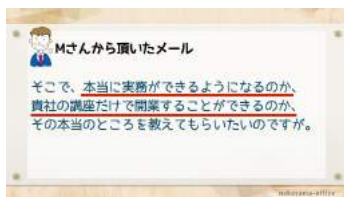


すると、「行政書士の仕事もいろいろありますし、人によってそれぞれなんです、実務のサンプルもありますので、ご活用できると思いますよ」と、というような返事だったんです。

かなり曖昧でしょ。曖昧な返事を聞いて、「できるようになるのか、ならないのか、どっちやねん？」と当時思いましたね。

で、Mさんからのご質問、

- ・本当に実務ができるようになるのか？
  - ・貴社の講座だけで開業することができるのか？
- ということですけども、



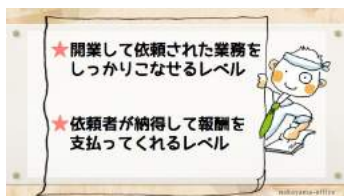
「はい、実務、できるようになりますよ、大丈夫です」

「もちろん、開業して実務をこなしていけます」

行政書士の実務ができるようになると言われても、どの程度できるようになるのか、よくわからないですよ。

そこで、実務ができるというのをもっと具体的に言うと、

- ・開業して依頼された業務をしっかりとこなせるレベル
- ・依頼者が納得して報酬を支払ってくれるレベル



さらに言うと、無料でプレゼントする実務講座もすべて学習すると、まったく未経験で開業した人が3年程度かかって到達するレベルまで、一気にマスターすることができます。

どこからこの3年という数字が出てきたかというと、未経験で開業した人が開業初年度に受任する業務の種類ってだいたい3種類から4種類なんです。3種類から4種類の業務を反復して受任する感じなんです。

その3種類から4種類の業務の内訳としては、内容証明と相続と建設と車庫証明と会社設立のうちから、3つか4つというのが一般的です。



人によっては開業初年度は、車庫と相続だけとか、相続と内容証明だけの2種類程度の経験しかない人もたくさんいます。



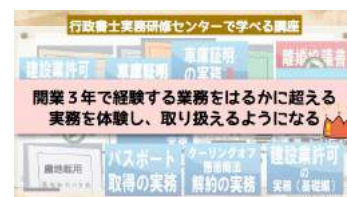
で、その後、開業2年目以降どうなるかというと、2年目以降そんなに業種が増えないんです。

なぜ業種が増えないかというと、経験した業務、知っている業務を繰り返してしたほうが楽なので、やり方のよくわからない業務をあえて新たに「帰化申請始めました」のようなことはやらないんです。

と、同時に開業して仕事が忙しくなると、新しいことを勉強する時間が無いんですね。ですから開業3年たっても、経験のある業務は多い人でも10種類もないんです。

開業3年目で受講された方で、車庫証明しか経験がない方もおられましたし、開業2年目で受講された方で、身内の相続をやっただけという人もおられました。

そんな中、無料でプレゼントする実務講座もすべて学習すると、内容証明、相続、遺言、離婚、風俗、深夜酒類、帰化申請、在留、会社設立、農地転用、パスポート、クーリングオフ、建設業許可、車庫証明、免税軽油など、開業3年で経験する業務をはるかに超える実務を体験し、取り扱えるようになります。



しかも、実務講座で学ぶ内容は、解説のために準備した架空の内容ではなく、全て実際に受任した実案件です。

実際に受任した案件をどう考え、どうやって書類を作成したかを解説していますので、書類が実際に使用したモノというだけでなく、依頼者がこう言ったので、このように対応したや、役所がこう言ったので、今回はこのようにしましたなどの、単なる手続きの解説では得られない、リアルな情報を追体験することができます。



また、同じ業務、例えば在留などでは実務対応能力がさらに上がるように、在留資格申請の実務（日本人配偶者編）、在留資格申請の実務（留学編）、在留資格申請の実務（日本人男性と韓国女性夫婦のケース）、最後のね、日本人男性と韓国女性夫婦のケースは特別許可というもので、一般的な在留は事前にOKをもらうのに対して、特別許可は後出しでOKを貰うパターンでちょっと特殊なケースなんです。

例えば、日本に留学するから日本に滞在してもいいよね、という事前にOKをもらうパターン、これが普通ですが、本来なら日本にいてはいけない状態だけど、いわゆる不法滞在の状態だけど、現在、日本人と結婚していて、強制送還すると夫婦を引き離すことになってしまうなどの、特別な事情があるときに、あとづけで日本にいてもいいですよとするイレギュラーな許可、これが特別許可です。

このように実務対応能力アップのために複数の実務パターンを学ぶことができるものもあります。

実際の案件を多種類、複数の実務パターンで学ぶことで、少なくとも未経験で開業した人が3年かかって経験するレベルまでは、一気に進むことができるという感じになります。



未経験で開業して実務に取り掛かると、知っていたら5分で済むところを調べて調べて、それでも不安で、なかなか前に進むことができなくて、あっという間に1日1週間、と時間が過ぎていってしまいます。僕がそうでした。

無料の実務講座はこれからも、産廃、補助金、一般貨物、訪問介護、社団法人などが追加されていくので、やる気のある人はもっと学ぶことができます。



「いや、でも、そんなにたくさんの実務を学んでどうするの？」と、思う人もいるかもしれませんね。

自分は「相続だけでできればいいよ、開業本には専門性を高めて、取り扱い業務を1つに決めたほうがよい、そう書いてあったし・・・」

実は本に書かれていたり、多くの人が言う業務の専門を決める、ということに関して、沢山の人が勘違いしてるのがあるんですね。ここを勘違いしたまま専門を決めてしまうと、場合によっては食べていけないということもあります。



そうならないためにも、取り扱い業務の専門を考えると注意すべき3つのポイントがあります。

この3つのポイントについては別の動画でお話しているので、また、興味があったら見てみてくださいね。

話が横道に逸れちゃいましたが、しっかり勉強すれば、3年分の経験をショートカットして、開業4年目ぐらいのところからスタートする感じになります。

と、同時にこれでやっていけそうだと、自信を持つことができるレベルにもなります。



なぜ、自信が着くかということ、サンプルを見るだけ、やり方を聞くだけではなく、講座の中で実際に手を動かしたり、役所に電話をしたりして、実務を体験するからなんですね。実際に遺産分割協議書を作ったり、職務上請求の見本を使って、戸籍を請求する練習をしたり、そういった実際の実務をそのまま体験するから「できる！」と思えるようになります。



自転車の乗り方を聞いて学ぶ、テキストの上の話ではなく、実際に乗ってみるから腑に落ちるという感じです。

頭で理解するんじゃなくて、身体で納得する感覚です。



また、自信がつくだけではなく、未経験の実務にも対応できるようにもなります。

行政書士の場合は取り扱える業務の種類、許認可の数が豊富にあるので、開業して10年たっても、その許可やったこと無いなあ・・・って仕事が舞い込むことが普通に起こります。

そのような経験のない業務の依頼が来た場合にも、きちんと対応できるようにもなります。

なんで対応できるようになるかということ、仕事を処理していく「基本的な型」をここで学ぶからです。

行政書士業務の基本となる実務処理の型を学んで、その型をベースに分割協議書の作成方法や内容証明書の書き方、建設業許可の取得方法を学ぶからなんですね。



車の免許を持っている人が、軽自動車にも乗れるし、外車に乗っても運転できる。ワンボックスカーも2トントラックも運転できる。クルマを乗り換えたら違和感があるけど、基本は同じなので運転できる。そんな感じです。



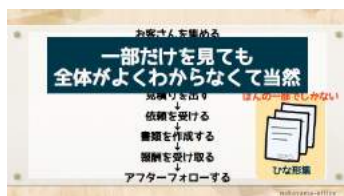
実際に当センターで受講後開業された方は学んでいない業務にもバンバンチャレンジされていますよ。

Mさんが書式のひな形集を見てもできる気がしないのは、この仕事の型、実務処理の基本がわからないからかもしれませんね。

クルマの免許がないのにクルマだけ買った、みたいな感じになっちゃってるかもしれませんね。

実務処理の基本がある人、基本の型を持っている人だったら、書式のひな形集も使える部分があると思いますよ。

書式のひな形集というのは、お客さんを集める、問い合わせがある、相談する、見積りを出す、依頼を受ける、書類を作成する、報酬を受け取る、アフターフォローをする・・・という流れの中のほんの一部でしかないのです、その一部だけを見ても、全体がよくわからなくて当然だと思います。



そして、どのくらい勉強すれば、このレベルになるかという、一日1時間勉強して、約1ヶ月でこのレベルに到達できます。

まとめて勉強することができればもっと早く到達することができますよ。

まずは、いったんざっと全部の講座に目を通して、実際に手を動かしてやってみる。

その後は、実際に依頼が来たときに依頼の内容に合わせて、例えば内容証明の依頼がきたら依頼者と会う前に、内容証明の部分をもう一度復習するという方法でOKです。



試行錯誤でゼロから料理を完成させるのは時間も手間もかかって大変ですが、レシピを見

ながら料理をつくるのは、早くて美味しいものができますね。



まずはレシピを見ながら料理をして、そこから自分流にアレンジすると更によいものができると思います。

Mさん、実務ができるようになるか？は心配いりませんよ。大丈夫です。

しっかり学べば3年分はショートカットできますよ。

それから、「社会経験や職業的な経験や知識によるところも大きと思いますが・・・」とのことですが、現在の職業や過去の経験は開業に全く関係ないので、問題ありませんよ。



過去の受講生にモデルさんもいましたし、看護師さんもいましたし、自衛隊の方も、学生さんもいました。

経験のないところからスタートしている人がほとんどです。



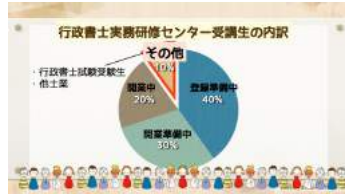
実際のところ行政書士業務の経験がある人なんてほとんどいないので、今の状況、過去の経験はまったく関係なく始められます。

当センターの受講生の内訳は、

試験に合格して登録準備中の方が40%

すでに登録手続きを終えて、開業の準備中の方が30%

実際に開業中の方が 20%  
そして、その他が 10%  
となっています。  
その他っていうのはね、  
行政書士試験受験生の方や他士業の方ですね。



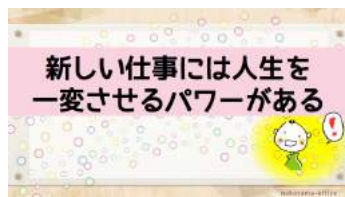
必要なのは実務スキルを身につけてやる！  
という強い想いですね。  
コレさえあればOK！です。

新しいことを学ぶのはとても楽しいですよ。



そして新しい仕事を始めるのは最高にワクワク  
しますよ。

新しい仕事には人生を一変させるパワーが  
あります。



もしチャンスがあったらぜひトライしてみ  
てくださいね！

それでは、また！  
中山繁生でした。